

羽曳野市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 確認書

私(申請者:)は(利用者:)が羽曳野市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業を利用するにあたり、下記の事項を理解し、羽曳野市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業を利用します。

【ご確認の上、□に✓点にてチェックをお願いします。】

チェック欄

☐ 1. 利用料について

・利用料 5,600 円(税別)のうち3,600円(税別)は利用者の負担になります。

※地域包括支援課の窓口でのお支払いになります。

※利用料 5,600 円(税別)のうち 2,000 円(税抜き)は市が補助しますが、1度登録を廃止した場合、本事業の補助は利用者お1人につき1回限りとなり、2回目の補助を受けることは出来ません。

※利用期間中に利用を中止した場合であっても、利用料の返還はありません。

☐ 2. みまもりあいステッカーの利用について

・新規申請の場合、みまもりあいステッカーの利用にあたり、取扱説明書を確認し、緊急連絡先の登録手続きを必ず行ってください。

※発見連絡時に発見元からかかってくる電話番号は発見連絡センターの番号(TEL:03-5644-3859)になります。

☐ 3. 利用者が行方不明になった場合について

・まず羽曳野警察署、もしくは最寄りの警察署に「行方不明届」の提出を行ってください。

次に、スマートフォンを利用出来る場合は、みまもりあいアプリで搜索依頼を行ってください。

☐ 4. 緊急連絡先の変更

・緊急連絡先の変更は登録センター(TEL:03-5644-3873)にて行ってください。

※365 日 24 時間変更可能

☐ 5. 登録の廃止について

・利用者の状況が次のいずれかに該当した場合は、速やかに羽曳野市地域包括支援課へ廃止届を提出してください。(市外へ転出した時、施設へ入所した時、病院に長期入院となり在宅へ戻る可能性がない時、亡くなった時、その他、本事業が不要となった時)

※廃止届の提出がなく、市が上記の状況を把握した場合は、廃止とすることがあります。

年 月 日 申請者
住所
氏名